

土壌汚染調査

地歴調査(フェーズ1)、土壌調査(フェーズ2)



国土地理院地図(電子国土Web)より



地盤・環境の専門家が地歴調査～土壌調査、そして県・市への届出までトータルでサポートします

環境省指定 土壌汚染調査機関(2019-7-0001)

株式会社 アバンス

Corporation Avance

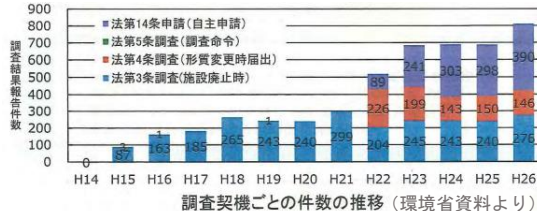
(仏語:前進)

土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法では、以下の契機に土壌汚染調査を行う必要があります。

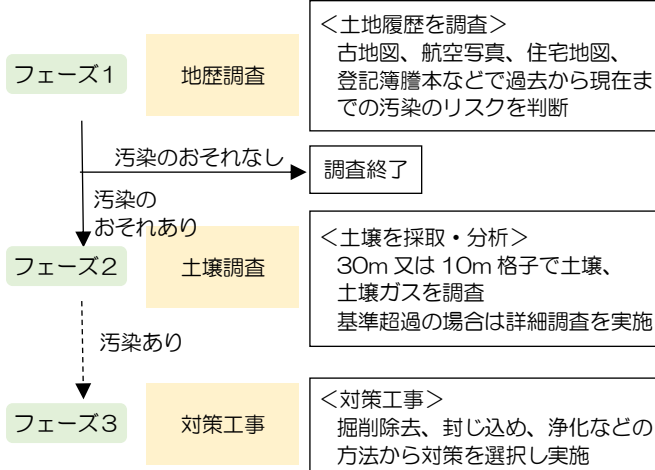
- ①有害物質使用特定施設廃止時
- ②3,000m²以上、または900m²以上(有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地)の土地の形質変更(切土・盛土)時
- ③健康被害のおそれがある土地

平成31年4月に法律が大幅に改正され、今後増々、土壌汚染調査が必要な機会が増えると考えられます。



土壌汚染調査の流れ

土壌汚染調査は、『地歴調査(フェーズ1)』、『土壌調査(フェーズ2)』、『対策工事(フェーズ3)』、に分けられます。



アバンスの特徴

土壌汚染調査は、多くの場合、新たに建物を建てる、宅地を整備する、道路を拡幅する等、土地を改変するときの前段階として調査を実施します。

同様に地盤の支持力を調べる「地盤調査」についても、各種建設や工事の前段階で実施します。

弊社は地盤調査の専門家として、最新の調査技術を有しており、土壌汚染調査のタイミングで地盤調査も併せて実施することが可能です。



スクリードライバースクランディング試験(SDS試験)

例えば『SDS試験』では、ボーリング調査に比べ、安価かつ迅速に土質、N値、地盤支持力を推定することが可能です。



簡易平板載荷試験(エレフット)

『エレフット』では、狭い場所でも迅速に地盤支持力を調査することが可能です。

また、弊社には環境行政に精通した社員が在籍しており、県、市への届出や他法令の規制の有無の確認等、トータルでサポートが可能です。



SDS試験状況

株式会社アバンス

〒862-0942 熊本市東区江津 1-3-48

TEL 096-373-1801 FAX 096-373-1802

担当: 工藤聖(せい)(携帯: 080-8593-5473)

E-mail: s-kudo@kk-avance.jp